

第3章 計画の目標

1 数値目標

(1) 温室効果ガス排出量に関する目標

次のとおり、「広島県地球温暖化防止地域計画」の削減目標（民生部門（業務）：△4.5%，運輸部門（業務）：△16.0%（いずれも平成13年度比））を鑑み、平成22年度における温室効果ガスの総排出量を基準年度（平成15年度）から約5%以上削減する。

項目	基準年度（H15） （CO ₂ 換算）	目標年度（H22） （CO ₂ 換算）	削減目標	
			削減量	削減率
排出量	97,803t-CO ₂	92,912t-CO ₂	4,891t-CO ₂	5%

(2) 廃棄物に関する目標

庁舎等から発生する廃棄物については、「第2次広島県廃棄物処理計画」の減量化目標等（排出量：△10%（平成17年度比）、リサイクル率：排出量の25%相当（平成17年度比））を鑑み、平成22年度における排出量を基準年度（平成15年度）から次のとおりとするとともに、リサイクル率の向上に努める。

項目	基準年度（H15）	目標年度（H22）	削減目標等	
			増減量	増減率
一般廃棄物排出量	4,534 t	3,200 t	△1,334 t	△29.4%
リサイクル率	21.3%	42.8%	--	+21.5ポイント

2 環境に配慮した率先行動の推進

(1) 広島県自動車使用合理化計画の実践

自動車の使用に伴う環境への負荷の低減のため、生活環境保全条例第74条に基づいて作成した「広島県自動車使用合理化計画書」（平成21年3月改訂）の目標達成に向けた取組を実践する。

(2) グリーン購入の推進

生活環境保全条例第78条の規定に伴い、県の事務・事業等において購入する物品等については、「広島県グリーン購入方針」（平成13年8月制定）に基づき、環境への負荷の少ない（環境にやさしい）製品の使用、購入に努める。

(3) 広島県登録リサイクル製品の使用

県内における資源の循環的な利用及び廃棄物の減量化の促進のため、生活環境保全条例第79条に基づいて設けられた「広島県リサイクル製品登録制度」により登録された製品について、「広島県リサイクル製品登録制度実施要綱」第2条の規定により、率先して使用、購入に努める。

(4) 県公共事業における環境配慮の推進

県公共事業の実施に伴う環境への負荷を低減するため、「広島県環境配慮推進要綱」（平成15年3月制定）に基づき、計画段階から設計・工事段階に至る各段階において、環境負荷軽減効果のある新工法、資材等の積極的な活用など、環境配慮に努める。

(5) E S C O事業の導入

庁舎の設備改修を行う際には、省エネルギー改修工事による光熱水費の経費削減分で、設計・施工、運転・維持管理、資金調達など全ての経費を賄うE S C O事業の導入を図るよう努めることとし、庁舎改修時においては、省エネルギー診断を実施する。

(6) 太陽光発電システム等の導入

県有施設の新築及び改修を行うに当たっては、太陽光発電システム、小水力発電システム及びコージェネレーションシステム等の導入に努める。